

1. 基本方針

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続するためには、できるだけ要介護状態にならないよう予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態変化に応じ、切れ目なく提供することが必要となることから、地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う。

(1) 基本方針の三本柱

地域包括支援センターは、以下のような基本的な視点に立脚した運営を行います。

① 公益性の視点

介護保険制度をはじめとする村の介護・福祉行政の一翼を担い「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営に努める。

② 地域性の視点

村の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行う。

③ 協働性の視点

地域の中に積極的に入り問題の早期発見に努める。又地域の保健福祉・医療・介護の専門職やボランティア・民生児童委員など福祉を支える様々な関係者と密接な連携を図る。

2. 具体的な施策

地域包括支援センターは、目的を実現するために、次の事業を実施する。

(1) 総合相談支援事業・権利擁護事業

① 個々の高齢者に、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用に繋げる等の支援を行う。

ア. 地域における様々な関係者とのネットワーク構築

イ. ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握

ウ. サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援

エ. 権利擁護の観点からの対応が必要な方への支援

(2) 包括的・継続的マネジメント事業

① 主治医、ケアマネジャー等との多職種協働や、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行う。

ア. 日常的個別指導・相談業務

イ. 支援困難事例等への指導・助言業務

ウ. 包括的・継続的なケア体制の構築業務

エ. 地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務

(3) 介護予防ケアマネジメント事業

① 高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぐよう、又要介護状態になったとしても状態がそれ以上悪化しないように支援する。

ア. 新予防給付

イ. 介護予防特定高齢者施策

(4) 地域ケア体制確立のためのネットワークの強化

介護保険サービス、保健福祉サービスを効果的に提供していくために、サービス提供体制ごとに次のようなネットワークの強化を図る。

① 介護保険サービスネットワークの強化

村、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者を中核とし、介護サービスが適正に実施されるよう、居宅介護サービス事業者や介護保険施設、医療機関、関連機関との連携を強化する。

② 専門的ネットワーク体制の強化

地域包括支援センターを中核に、地区内の様々なサービスや相談などをコーディネートできるように、地域内の医療機関、民生委員・児童委員などとの連携を強化する。

③ コミュニティネットワーク体制の強化

高齢者にもっとも身近なコミュニティエリア内における行政区等各団体間の連携を強化し、支援を必要としている人を早期に発見したり、見守ったりする体制や、きめ細やかなサービス提供ができる体制を整備する。

3. 重点事業

(1) 新予防給付に関するケアマネジメント事業

① 介護保険の軽度認定者（要支援1・2）に対するケアマネジメントを実施します。

- ア. 利用申込みの受付
- イ. 契約締結
- ウ. アセスメント
- エ. 介護予防サービス計画原案の作成
- オ. サービス担当者会議の開催
- カ. 介護予防サービス計画書の交付
- キ. サービス提供における連絡調整
- ク. モニタリング
- ケ. 計画の達成状況の評価
- コ. 給付管理業務
- サ. 介護報酬の請求

(2) 介護予防特定高齢者施策

① 村が相談又は訪問等の機会に生活機能低下の早期把握を目的とした「基本チェックリスト」を活用し、介護予防事業の利用が必要と思われる特定高齢者（虚弱高齢者：高齢者人口の5%程度を想定）を把握する。それを受けて、個々の高齢者の心身の状況や生活環境、廃用による生活機能低下が生じた原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成し、支援して行く。

② 一定期間後の評価及び必要に応じて計画の見直しを行う。

- ア. 一次アセスメント
- イ. 介護予防ケアプランの作成
- ウ. サービス提供後の再アセスメント
- エ. 事業評価

4. 委託事業

(1) 村の委託により、創意工夫を生かした多様な事業を実施します。

① 家族介護支援事業等

- ア. 家族介護教室
- イ. 家族介護者交流事業
- ウ. 介護用品給付事業

② 介護予防事業

- ア. 運動器機能向上事業

5. 職員の配置

(1) 所長1人、管理者・保健師1人、介護支援専門員1人